九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

12ー13世紀におけるポンティウ伯の上級裁判権

大浜, 聖香子
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

https://doi.org/10.15017/2230524

出版情報：史淵. 156, pp.25-47, 2019-03-12. 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門
バージョン：
権利関係：

12－13世紀におけるポンティウ伯の上級裁判権

大　浜　聖香子

はじめに

本稿は中世フランスの地域権力の裁判権に関する小論である。

従来の中世フランス政治史においては、カロリング王権という公権力の解体から、カペー王権による公権力の再編を経て中央集権化にいたる、カペー王権の成功物語という見方が支配的であった。こうした研究の背景においては、中世フランスの領邦の位置づけは、一様にカペー王権の拡大や王国の統合を阻害し、王権の拡大の結果衰退するものという、消極的・否定的な評価がなされていた(1)。

しかしここ四半世紀の間に、中世フランス政治史において「紛争とその解決」を巡る議論や(2)、「近代国家の生成」プロジェクトが隆盛をみせ(3)、王権と領邦を対立するものではなく、共生関係の下に位置づける観点が生じた。そして国家のあり方を多様な諸権力や社会集団の相互関係の中で描こうという潮流が生じた。このような関心の下で、従来は消極的な評価を下されてきた領邦が、新たな政治社会史研究の検討対象として注目を集めている(4)。

このような学界状況の下、ベルギー人研究者ニウスにより、中世盛期の領邦研究に関して注目すべき研究が著された。そのニウスの著書『フランドルとフランス間の伯権力：1000年から1300年にかけてのサン＝ポル』において(5)、注目すべき点は二点である。第一に中世を通じ強大な大領邦が形成されず、多様な中小権力や社会集団が並存していたピカルディ地域を舞台に、そこに存在した一中規模領邦であるサン＝ポル Saint-Pol 伯領を研究対象に採り上げた点であ

る。第二は従来のような国家制度史的関心に留まらず、地域史や政治文化論など、近年の政治史の特徴である新たな観点に基づき研究を行った点である。ニウスはフランス王権、フランドル伯領、ノルマンディ公領などの大規模権力体の境界地に位置したサン＝ポル伯が、一方では外部との婚姻による同盟関係や封建関係、他方で領内の教会や都市などの社会集団との関係を活用し、かなり自立的な権力主体として行動しようとしていたことを明らかにした。

こうした中世フランス領邦に関する上記の問題関心の変容と、ニウスのサン＝ポル伯領研究の方法と成果を踏まえた上で、筆者は前稿にて、ピカルディ地方の中規模領邦の一つであり、サン＝ポル伯領に隣接するポンティウ Ponthieu 伯領を対象として、ポンティウ伯の権力の基盤である所領や諸権利、その管理運営の実態を検討した(6)。そして本稿では、伯の諸権利のうち、君主的諸権利に属し最も重要であり伯領統治の根幹に関わる権利である、伯の上級裁判権について検討する。

領邦君主は他の領主や諸権力に優越し、公権力の保証人として広域を統治するが、その一方で彼らもまた、自らの固有の領地・諸権利を所有する領主の一人である。領邦君主の広域の統治は、領主制による諸権利の収集、封建制度に基づく人的紐帯、領土全域を覆う公権力の保証という三つの側面が組み合わさって成り立っているといえよう。君主にとって、広域の平和を保つ最重要な手段であると同時に、罰金という収入をもたらす貴重な財源であった裁判権の行使は、上級支配権の表れであり、領邦統治の前提として不可欠であった。中規模領邦についても同様のことが言えるだろう。

一般に、前近代の君主あるいは領主の権力は、私的な所有や人身関係に由来するもの、封建関係を法源とするもの、そして本来は君主に留保される公権力の簒奪の結果手中に収めたものなど、多様な性格の諸権利からなっていたとされる。たとえば王権の研究史では第一に、私的なあるいは公権力解体の結果「慣習」と認識されるに至った諸権力が、どのように「公的な」性格を回復していくかが問われた。

長らくオリヴィエ＝マルタンによって説明されてきた中世盛期の裁判権制度

に基づき(7)、北フランスの上級裁判権の起源について検討を行ったコシュやバルテルミーによると、上級裁判権は、11－12世紀において公権力解体の結果、君主や領主・城主が不当に占有し行使するようになっていた、限定的な「留保された裁判権 justice retenue」に由来する。これらの君主たちに留保された裁判権、いわゆる重大裁判権 grande justice には、強姦、放火、窃盗、流血を裁く権利が該当し、60スーの罰金が適用されていた(8)。

12世紀末になると留保された裁判権に変化が生じた。罪の軽重の序列が変化し、徐々に殺人、強姦、放火または妊婦への傷害が３種の大罪として固定化されるようになった。こうして「範囲が定まり、広域に普及した裁判権 une juridiction bien délimitée et très répandue」が出現し、これが1220年代以降「上級裁判権 *alta justitia*, haute justice」と呼ばれるようになった(9)。上級裁判権の誕生は、重罪に対する体罰の一般化とも関係しており、君主がこれを推進した。フランドル伯フィリップ・ダルザスやフランス王フィリップ・オーギュストがその代表例である。これらの君主は自身の領土における公的な平和を保証しようとしていたのである(10)。

一方13世紀半ばから、窃盗や流血のような犯罪を扱うかつての重大裁判権に分類されていた罪を裁く権利は「中級裁判権 moyenne justice」と呼ばれるようになった。この新たな区分の誕生は、裁判権のより明確な分割を反映していると思われる。すなわち領域的君主は留保された３種の大罪を裁き、より小規模の領主はそれ以外の事例を裁くようになった(11)。また「上級裁判権」の対をなす裁判権として「下級裁判権 basse justice」という語が生まれ、「上級および下級の裁判権」という表現は完全な裁判権を意味するようになった(12)。こうして13世紀から登場する最重罪を裁く権利である上級裁判権は君主の独占権となり、至上権の象徴となるに至った。

本稿では、コシュの明らかにしたこのような君主による上級裁判権獲得の流れを念頭に置き、サン＝ポル伯領と同じピカルディ地域に存在した中規模領邦であるポンティウ伯領における、ポンティウ伯による上級裁判権の獲得と行使の状況を追跡し再現を試みた上で、ポンティウ伯の領邦統治と関連させて論じたい。

検討史料として、ブリュネル編『ポンティウ伯文書集』を用いる[13]。この文書集所収の全伯文書479通の中から、上級裁判権に関する言及のある文書を網羅的に拾い上げ、そのテクストから読み取れる伯の上級裁判権の実態を明らかにしたい。時期に関しては1026年から1279年までの、この文書集所収のポンティウ伯発給の全文書を対象とするが、上級裁判権の言及のある文書の年代の偏りのため、12世紀後半から13世紀が主要な検討時期となるであろう。

最後に本稿の構成について述べる。第一章では、12世紀から13世紀初頭のポンティウ伯の上級裁判権の獲得状況について検討する。第二章では、13世紀のポンティウ伯の上級裁判権の掌握とその活用状況について検討する。第三章では、ポンティウ伯領における上級裁判権の内容について検討する。

第１章：12−13世紀初期におけるポンティウ伯の上級裁判権の始まりとその早熟性

本章では、上級裁判権の黎明期とされる12世紀から13世紀初期において、ポンティウ伯が上級裁判権またはそれに相当する権利を有していたのかどうか、ポンティウ伯文書のテクストから読み取ることを目指す。その際、ポンティウ伯の上級裁判権の獲得状況と伯の統治活動とを関連させて論じたい。

ポンティウ伯文書に上級裁判権の記述が初めて現れるのは、早くも1145年である。当時の伯ギョーム１世（在位1106−1126）は、ノートル＝ダム・ド・ペルセイニュ修道院を奉献した（歴代ポンティウ伯の系譜に関しては資料１の伯家系図を参照）。その際サオヌにおける全ての土地、奴隷、世俗の収入、法、特権、地域の支配権などを、「全ての上級及び下級の裁判権とともに *cum omni justitia alta et bassa*」修道院へ寄進した。

> 「…私（ギョーム１世）は全てにしてただ一つのものを、修道士自身とその後継者へ与える。純粋かつ永久の、自由で平和な施しとして、全ての世俗の奉仕と世俗の徴収から、全ての法、裁判権、主の裁判権、所有地とと

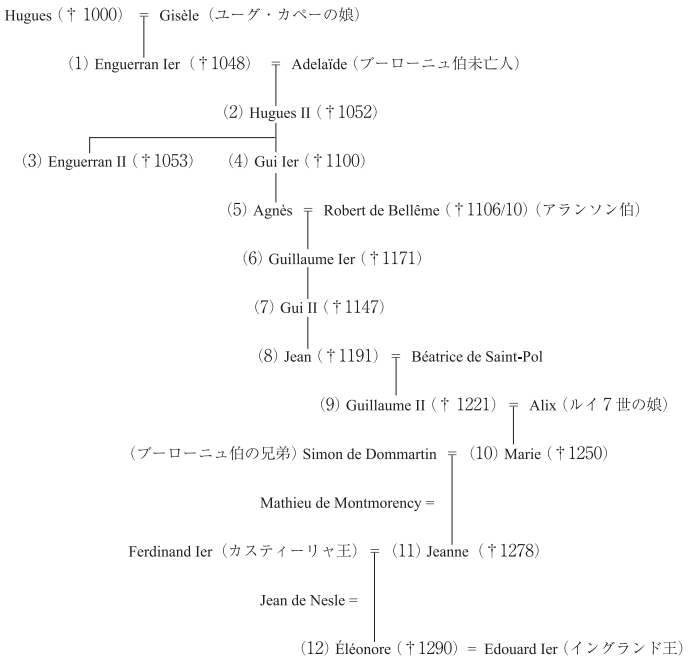

資料１：ポンティウ伯家系図（番号は伯位継承順）

（『ポンティウ伯文書集』をもとに著者作成）

もに、そして全ての上級と下級の完全な裁判権とともに、自由に名誉のあるように所有されるべきである。私と私の後継者のために、前述の全てにしてただ一つのものにおいて、保ち続けられるべきものは何もない…」[14]

この文言から当時のポンティウ伯には、コシュによる一般的見解よりも早く、すでに12世紀には裁判権における上級と下級の概念、すなわち罪の軽重に応じた裁き手の区別の認識が存在していたことが分かる[15]。また伯がすでに完全な裁判権を有しており、裁判権を、地域を限定しての贈与の材料として利用していたこともうかがえる。

しかしコシュによると、この1145年文書は偽文書の可能性が高いという[16]。たしかに文書に上級裁判権の語が出現する時期にしてはあまりにも早すぎると

いえ、1145年をポンティウ伯領における上級裁判権の言及の初出と見なすには警戒が必要である。それではポンティウ伯領において、上級裁判権の記述が実際に確認されるのはいつなのだろうか。

ポンティウ伯の統治活動の画期である、12世紀末期から13世紀初期のジャン（在位1147－1191）とギョーム２世（在位1191－1221）の時代の伯文書には、上級裁判権の語が登場する事例は見られない。しかしこの２名の伯は、伯領においてポンティウ伯にのみ属する特別な裁判権を保持していたようだ。両伯は、寄進や和解、贈与などの行為の際、ある種の裁判権を伯の下に留保するという規定を行っている。この「伯に留保された裁判権」の内容は、上級裁判権に相当すると考えられる（ジャンとギョーム２世の時期における、伯が上級裁判権に相当する裁判権を持つ地点については資料２を参照）。

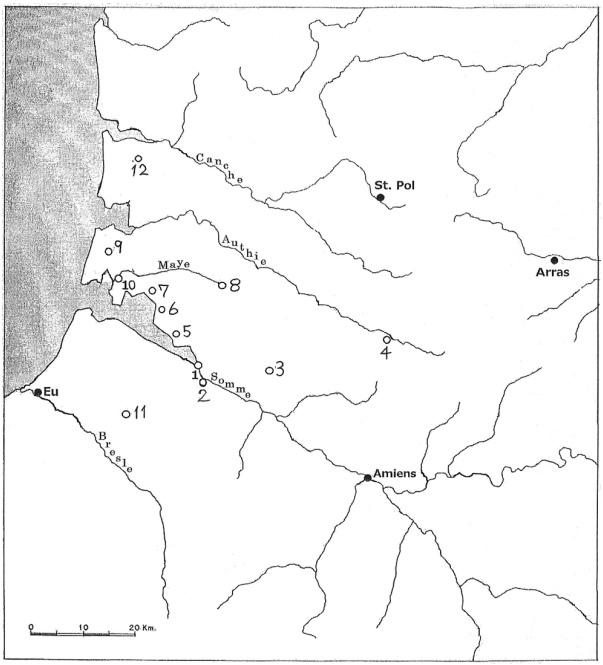

地点番号	地名
1	Abbeville
2	Épagne
3	Ergnies
4	Doullens
5	Port
6	Noyelles
7	Pontoile
8	Crécy
9	Marquenterre
10	Mayoc
11	Vismes
12	Saint-Josse

資料２：　ジャン、ギョーム２世期におけるポンティウ伯が上級裁判権に相当する裁判権を持つ地点

（『ポンティウ伯文書集』をもとに著者作成）

例えばジャンは1184年のアブヴィルへのコミューン認可時に、コミューンへ裁判権を与えながらも、「強盗に関する裁判権は、伯の下に留まる」との留保を規定し、伯の裁判権を尊重させている。

> 「…もし窃盗の罪人が現れた場合、盗人の全ての財産は、私（ジャン）のヴィコントや私の代理人によって差し押さえられる。強く主張する者が、自分のものであると証明できる盗まれたものを除いて。そのほかの盗人の財産は、私の働きのために監視されることになる。…」(17)

この文書が発給された後、ギョーム２世が各コミューンへ授与した一連のコミューン文書群は、全てこのジャンの1184年文書の文面を借りている(18)。そのため、伯領内のコミューン文書における伯の裁判権の留保が定型化することとなった。

1203年にギョーム２世は、サン＝ジョス＝シュル＝メール修道院との和解を行った。その合意内容において、サン＝ジョスのヴィラ外で修道院の人間により犯された重罪に関しては、ポンティウ伯がその裁判権を有する旨が取り決められた。さらにこの場では、伯が裁く重罪の対象についても明記されている。

> 「…ポンティウ伯は、サン＝ジョスのヴィラ外において、前述の教会の従事者による攻撃、殺人、宝物や漂着物の取得、強姦すなわち女性への暴行、屋敷を秘密裏に焼くことを（裁く権利）を持つ…」(19)

この事例からは、私有地の外、すなわち公的空間（伯領）における上級裁判権が、伯に属している状況が見て取れる。同時に教会に対して、伯の裁判権が尊重され、優越している状況もうかがえる。

同様の認識が、別の事例からも確認される。1210年にギョーム２世は、封臣ジャン・ルコによるノートル＝ダム・デパニュ修道院への寄進行為を確認した。そのとき伯は、この領主の土地財産の寄進を承認する一方で、伯の特権、裁判

権は害されないという規定を付加している[20]。

またギョーム２世の時代には、上級裁判権を指すと考えられる別の表現が登場する。1215年にギョーム２世はサン＝ヴァルリー教会へ年60スーの寄進を行った。

> 「…私（ギョーム２世）は彼ら（サン＝ヴァルリー教会）へポンティウ貨60スーの収入を与え、譲渡した。…すなわちポントワルの森50ジュルナルを交換として。…しかしながら前述の教会の裁判権と収入は害されず、さらに上位のもののための裁判権は私と私の後継者へ留保される。…」[21]

交換として、伯はポントワルの森60ジュルナルを得て、教会はマルカンテルのコミューンに関する全ての権利を放棄した。その際、教会の裁判権と税の権利は教会へ留まるが、「上級の裁判権 *superiori justitia*」は伯とその後継者に保持されることが定められた。この *superiori justitia* という表現は、上級裁判権を意味すると考えてよいだろう。つまり13世紀初期においては　また伯領内においては、教会に対しても、伯の裁判権が優越していることが分かる。

このように、ジャンとギョーム２世の時代には、上級裁判権という表現自体は見られないながらも、すでに上級裁判権に相当する裁判権が、伯の下へ留保される裁判権という形で繰り返し明記され、伯領という公的空間における裁判権の担い手という伯の特権として浸透していったと考えられる。

第２章：13世紀ポンティウ伯による上級裁判権の掌握と統治活動への活用

本章では、上級裁判権が確立し浸透した時期と見なされる13世紀における、ポンティウ伯による上級裁判権の獲得状況を、上級裁判権の言及のある伯文書のテクストを網羅することにより検討する。その際、伯が上級裁判権を統治活動の一環として活用していることに注目したい。また当時の伯領において、伯のみが上級裁判権を独占できたわけではなかったことにも触れたい。

１．マリとジャンヌの時代のポンティウ伯の上級裁判権

（１）伯による上級裁判権の確保の進展

1240年代からポンティウ伯文書の中で、上級裁判権の語が本格的に言及され始める（マリとジャンヌの時期における、伯が上級裁判権を持つ地点については資料３を参照）。

1245年に女伯マリ（在位1221－1250）は夫マティウ・ド・モンモランシーと共に、サン＝クロワ・ダブヴィル教会の礼拝堂付き司祭へ寄進を行った。

「…我々のサン＝クロワ・ダブヴィル教会の司祭たちは、我々の領地ブリュイルにおける土地700ジュルナルにおける十分の一税を所有する。…我々（マリと夫）は…交換を行う…同じ領地の土地90ジュルナルを我々は

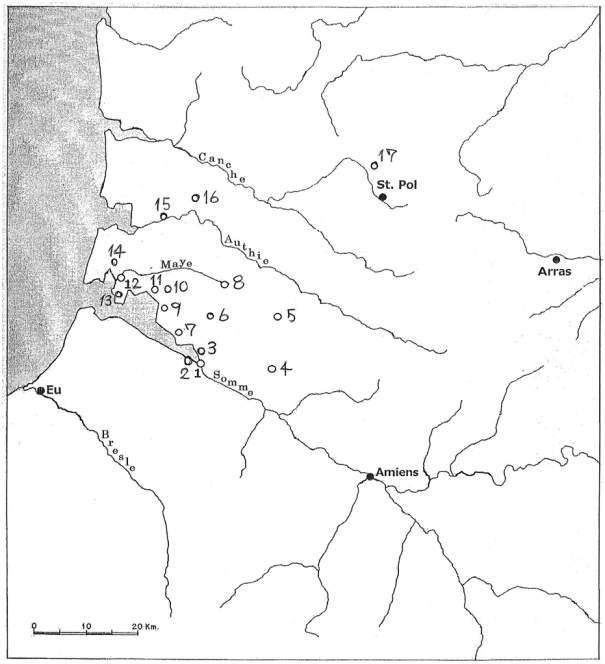

地点番号	地名
1	Le Bruile
2	Mautort
3	Val de Buigny
4	Ergnies
5	Hiermont
6	Hautvillers
7	Port
8	Crécy
9	Noyelles
10	Cantâtre
11	Pontoile
12	Mayoc
13	Le Crotoy
14	Tourmont
15	Montigny
16	Buires
17	Boyaval

資料３：マリ、ジャンヌ期におけるポンティウ伯が上級裁判権を持つ地点

（『ポンティウ伯文書集』をもとに著者作成）

欲する。そして前述の土地において我々が所有していた全ての法を放棄することを確認する。このようにして我々は前述の土地において、窃盗の裁判権と上級裁判権だけを確保する。…」[22]

マリはブリュイルの土地90ジュルナルを寄進するとともに、この地でポンティウ伯が所有していた全ての特権を放棄した。ただし、伯はこの地における窃盗の裁判権と上級裁判権を確保すると規定している。

また1247年マリはヴィディムス文書の中で、以前父ギョーム２世がサン＝ヴュルフラン・ダブヴィル教会参事会へ行った寄進を確認した。その際、教会へクレシーの森100ジュルナルの使用権を認め、あらゆる法や権利から教会を保護することを誓いながらも、上級裁判権は伯と伯の後継者に保持されると留保した[23]。

1248年にも、マリと夫マティウは、サン＝リキエ修道院とのクロトワとメイオックにおける諸権利を巡る合意の中で、ヴィコンテと上級裁判権は全て伯のものであると明記している[24]。このように、マリの時代には、各地においてポンティウ伯による上級裁判権の確保が進展している状況が見受けられる。

マリの娘ジャンヌ（在位1250－1278）の時代にも、マリの時代と同様の傾向が確認される。1255年にジャンヌはマリと同様に、サン＝ヴュルフラン・ダブヴィル教会へ、教会が享受していたクレシーの森100ジュルナルの使用権の確認文書を与えた。その中で上級裁判権は、伯とその後継者に保持されると明記した[25]。

1257年にはジャンヌは騎士ウード・ド・ロンクロルへ、彼の忠実なる奉仕に報いて、トゥルモンのヴィラと伯がそこにおいて所有していたあらゆるものを贈与した。その際、上級裁判権だけは伯の下に留まると注記している。

「…我々（ジャンヌと夫）は…親愛にして信頼すべき我らの親族であり騎士であるウード・ド・ロンクロル殿へ、我々と我々の土地のために忠実に行ってくれた奉仕のために、トゥルモンのヴィラと我らが所有するものはなんであろうと贈与し、譲渡した。…上級裁判権は例外として除かれ、我々

に留保される。…」[26]

このように13世紀後期のマリの時代においても、ポンティウ伯は伯領内の各地で、上級裁判権を保持していた。

（2）他者による寄進におけるポンティウ伯の優越

またそれだけではなく、他者により行われた寄進の物件においても、ポンティウ伯の上級裁判権が優越して留保される事例も存在する。1266年にジャンヌと夫ジャン・ド・ネールは、アリヌ・ペルシュという人物がウィランクール女子修道院へ行った寄進を確認し文書を発給した。

> 「…我々（ジャンヌと夫）は、アリヌ・ペルシュがウィランクール女子修道院長と修道会へ行った、コーヴルの領地における土地25ジュルナルの贈与と寄進を、アリヌの主君である騎士アラルドゥス・ド・トゥンク殿の同意と意志によって、またアラルドゥスの主君である騎士ギョーム・ド・ヴィルロワ殿が同意し、合意したことによって、同じ文書の中で維持されることを見た。…我々の封臣である騎士ギョーム・ド・ヴィルロワ殿の懇願に応じて、我々は寛大な承認と合意を示す。そしてアリヌの行った前述の寄進と贈与を、前述の騎士アラルドゥスとギョームが合意したように、我々も最高の主君として合意し、確認する。前述の全ての物事において、あらゆる種類の上級裁判権は、我々と我々の封臣たちとポンティウ伯領の後継者たちに完全に留保される。…」[27]

このようにアリヌはその直接の主君アラルドゥス・ド・トゥンクと、またその主君であり伯の封臣でもある騎士ギョーム・ド・ヴィルロワの同意を得た上で、コーヴルの土地25ジュルナルを修道院へ寄進した。伯は封臣ギョームの懇願に応じて、この寄進に最高の主君として承認を与えた。その際、全ての上級裁判権はポンティウ伯とその後継者に完全に留保されると規定した[28]。

1270年には、ジャンヌとジャン・ド・ネールは確認文書であるヴィディムス文書において、ギョーム・ド・ヴィルロワがエパニュ修道院へ行った売却行為を確認した。ギョームは主君であるモトールの領主ジャンから保有していた、モトールにおける全ての封を修道院へ売却した。ジャンヌとジャン・ド・ネールはこの売却を承認したが、伯の上級裁判権は伯の下に留保されると注記している[29]。

ポンティウ伯は12世紀中期にはすでに上級および下級の全ての裁判権を有しており、13世紀の間に、上級裁判権を用いての統治活動を活発化させた。伯は寄進、贈与、法行為および財産の確認などの行為を通じて、またその行為にあたり文書を発給することにより、伯の影響力や存在感を高めようと試みていたが、そのような統治活動の材料として、上級裁判権は重要な位置を占めたのである。

2．伯が上級裁判権を手放す事例

その一方で、伯が上級裁判権を寄進や贈与の形で手放している事例も存在する。1241年に女伯マリと夫マティウは、ウルニーの集落とノワイエルの水車にかかる200リーブルのラントを、伯夫妻の娘マリが結婚する際の持参金として娘マリと夫のルーシー伯ジャンへ与え、さらにウルニーの城も娘夫妻へ譲渡した。その際、ウルニーにおける上級裁判権もまた、不動産復帰権と公権力とともに娘夫妻へ与えられた[30]。

1248年には、女伯マリはサン＝ジョス・オ・ボワ教会へ、モンティニーにおける伯の所有していた全ての財産と諸権利を、伯の存命中という条件で寄進した。その内容は細かく規定されており、モンティニーの湿地帯の３分の１、収穫、畑や領地に通ずる道、所有権、宿泊権、賦課金、水、漁獲、陪臣、モンティニーに属する全てのもの、特権、自由とともに、上級及び下級の全ての裁判権も含まれている。モンティニーと上述の全てのものにおいて、伯に留保されるものはないと記されている[31]。

上級裁判権を分割した上での贈与はジャンヌの時代においても、マリの時代と同様に行われていることが確認される。1257年にジャンヌは長男フェルナン

ドとその後継者へ贈与を行った。贈与の内容は、ノワイエルとポントワルそれらに属する全てのものと特権、ジャンヌがこれらの地において所有するあらゆるもの、上級・中級・下級の全ての裁判権と支配、カンタトルの森1500ジュルナル、ビュイルの全ての土地と属するもの、ジャンヌがこの地において所有するあらゆるもの、上級・中級・下級の裁判権と支配、イエルモンのヴィラにおける全てのもの、上級・中級・下級の裁判権と支配であった(32)。とりわけノワイエルとポントワルに関する裁判権については、その効力の及ぶ範囲が明確かつ詳細に定められている。

> 「…我々（ジャンヌと夫）は全ての上級、中級、および下級の裁判権と領地を与える。…クロトワのバンリュウまで。ポントワルのバンリュウはヌーヴィルの ruissellum まで広がるように。ボワイアヴァルの生垣まで。クレシーの森の方向へ向かうカンタトルの向こう側の畑と、オーヴィエの方向へ向かう畑と、ヴァル・ド・ビュイニーへ向かう畑まで。ポール・ル・グランのバンリュウまで、ソンム川の流れに沿って海へいたるまで。…」(33)。

このようにジャンヌの時代にも、マリの時代と同様に、ポンティウ伯は多くの地で上級裁判権を手中に収めており、また上級裁判権を寄進や贈与の対象として活用していたことが確認される。

これらの贈与や寄進の事例からは、13世紀中期においても、伯は限られた地域を対象に、すでに得ていた上級裁判権を切り分けて限定的に与えており、上級裁判権を贈与の材料として活用していたことが読み取れる。

3．ポンティウ伯領における伯以外の上級裁判権保持者

前節において、ポンティウ伯が伯領において上級裁判権を掌握し、統治のために役立てていた状況を明らかにしたが、伯は伯領において、上級裁判権を排他的に独占していたのかというと、そうではなかった。

1263年に女伯ジャンヌと夫ジャン・ド・ネールはヴィディムス文書の中で、

騎士アンリ・デレーヌがサン＝ピエール・ド・スランクール修道院へ行った売却を確認した。

「…私アンリ、騎士でありエレーヌの領主は…麦４分の１束、領地60ジュルナル、ヴィコンテを、前述の聖ペテロの教会と修道士たちへ、個人的な相続の条件で売却し、引渡した。そして前述の封、所有権、没収権において、私が売却し、所有し、あるいは売却したり所有することができたものは全て、私と私の後継者は、前述の教会と前述の修道士たちから得る、乾いた土地におけるパリ貨900リーブルと引き換えに与える。…しかしながら、宝物漂着物取得権、強姦、殺人の中に存在する上級裁判権は除く。…」(34)

アンリは修道院へ、サン＝マルタン＝オ＝シャンの農地の収穫の４分の１、領地60ジュルナル、ヴィコントの権利を900リーブルで売却した。これらの売却物に関してアンリの所有していた全ての特権、支配、没収権は修道院へ与えられると明記されたが、上級裁判権を除くと定められている。つまりこの事例では、アンリが上級裁判権を持っていることが示されているのである。

同様の事例が1268年にも確認される。ジャンヌとジャン・ド・ネールは、ヴィディムス文書の中で、騎士ジュルダン・ド・ボーネイが同じくサン＝ピエール・ド・スランクール修道院へ行った売却行為を確認した。ジュルダンは修道院へ、パリ貨19スーのサンス、鶏８羽、地代、これらの財に関するヴィコントと領主の権利を25リーブルで売却した。その際も、売却された内容に関するジュルダンの所有していた全ての特権や領主権は修道院へ与えられると明記されたが、上級裁判権は除くと規定されている(35)。ここでもジュルダンが上級裁判権を有していることが示されているのである。

このように13世紀においても、ポンティウ伯領内には伯以外にも上級裁判権を有する領主が存在していた。ポンティウ伯は、伯領内において上級裁判権を完全に独占するまでには至っていなかったが、それでも伯領の多くの地点で上級裁判権を手中に収め、統治のために活用していた(36)。そして領主たちの上級

裁判権の所有を容認しながらも彼らの寄進行為などの確認を行うことで、上位権力としての立場を確立しようとしていたと考えられる。

第３章：ポンティウ伯領における上級裁判権の対象犯罪

上級裁判権が対象とする犯罪は、一般的には殺人、強姦、放火の３種の大罪であると考えられている。ニウスの検討したサン＝ポル伯領においても、13世紀において上級裁判権にあたる犯罪として、この３種の犯罪を並べる表現が固定化している(37)。ではポンティウ伯領では、いかなる犯罪が上級裁判権の対象として見なされていたのだろうか。本章では、上級裁判権やそれに相当する伯に留保された裁判権について言及のあるポンティウ伯文書のうち、その裁判権の対象となる犯罪が記されている文書のテクストを検証し、ポンティウ伯領における上級裁判権の内容を明らかにしたい。

１．ポンティウ伯の上級裁判権の対象

上級裁判権や伯に留保された裁判権の内容が記されたポンティウ伯文書は、12世紀末期から登場する。1184年に伯ジャンがアブヴィルへコミューン文書を授与した際、ジャンはコミューンへ裁判権を与えたが、「強盗に関する裁判権は、伯のもとへ留まる」と留保しており(38)、強盗を裁く権利は伯の裁判権に属するとして伯の裁判権を尊重している。その後、息子のギョーム２世は12ヶ所の集落にコミューン文書を発給しているが、そのテクストはジャンのアブヴィル文書を踏襲したため(39)、強盗に関する裁判権はこれらのコミューンにおいて、伯に留保された裁判権として通用することとなった。

1203年にギョーム２世がサン＝ジョス＝シュル＝メール修道院と行った合意の中では、伯に属する裁判権について、「ポンティウ伯は、サン＝ジョスのヴィラ外において、教会の従事者による攻撃、殺人、宝物漂着物取得権(40)、強姦すなわち女性への暴行、屋敷を秘密裏に焼くことを（裁く権利）を持つ」と定められており(41)、サン＝ジョスにおいてポンティウ伯に属する裁判権は、攻撃、

殺人、宝物漂着物取得権、強姦、放火を対象とした。

また1210年、ギョーム２世はジャン・ルコによるノートル＝ダム・デパニュ修道院への寄進を確認したが、その際伯の裁判権は害されないと規定しており、その対象は宝物漂着物取得権、殺人、強姦であった(42)。

1245年に女伯マリと夫マティウがサン＝クロワ・ダブヴィル教会へ寄進を行った時には、伯は寄進したブリュイルの地で所有していた全ての特権を放棄したが、「この地で伯が確保する裁判権は窃盗と上級裁判権のみである」と明記し(43)、伯の上級裁判権を尊重させている。またここでは窃盗を対象とする裁判権が、上級裁判権と同列に扱われていることが確認される(44)。

1268年にジャンヌとジャン・ド・ネールは、フォレ＝モンティエ修道院の裁判権を承認する文書を発給した。伯は修道院がその領地で所有する全ての特権を認め、またかつての伯たちによる寄進により修道院がその領地において所有する全ての裁判権を認めた(45)。ただし「女性への強姦、領地における宝物漂着物取得権、殺人の３種の裁判権を除く」と規定しており(46)、ここでは強姦や殺人を裁く権利と宝物漂着物取得権が伯に留保された裁判権として見なされていたことがわかる。

２．伯以外の上級裁判権保持者の対象

前節で検証したように、1263年にジャンヌとジャン・ド・ネールが発給したヴィディムス文書では、騎士アンリ・デレーヌがノートル＝ダム・ド・スランクール修道院へ行った売却が確認された。その文書の中で、売却した土地においてはアンリが上級裁判権を有することが記されているが、その上級裁判権が対象としているものは、宝物漂着物取得権、強姦、殺人である(47)。同様に1268年にもジャンヌとジャン・ド・ネールはヴィディムス文書を発給し、騎士ジュルダン・ド・ボーネイによるスランクール修道院への売却を確認した。ジュルダンもまた、売却物に関して上級裁判権を持つことが明記されているが、その対象もまた、宝物漂着物取得権、強姦、殺人であった(48)。

ここまで見てきたようにポンティウ伯領内においては、上級裁判権や伯に留保された裁判権が対象としたものは、殺人、宝物漂着物取得権、強姦、放火、窃盗、攻撃であった。その中でよく３つ組として挙げられているものは殺人、強姦、宝物漂着物取得権であり、特に宝物漂着物取得権が重視されている点が特徴的である。裁判権のうちに宝物漂着物取得権が含まれていることは一見奇妙に感じられる。しかしポンティウ伯が裁判権を罰金や財産の没収などにより収入を得る財源と見なしていたと考えると、伯に財をもたらす宝物漂着物取得権が裁判権と同列に語られることにも納得がいくと考えられる。この宝物漂着物取得権をポンティウ伯は13世紀初頭から後期まで確保し続けていたことが確認できる。ポンティウ伯は伯領統治を推し進めるにあたり、上級裁判権の獲得の過程において、公権力の強化とともに経済的な支配力の強化をもまた期待していたのではないだろうか。

おわりに

最後に本稿の検討結果をまとめると以下の通りである。

ポンティウ伯領においては、上級裁判権の登場と伯による獲得は、サン＝ポル伯を含めた一般的見解よりもやや早熟の12世紀末であった。ポンティウ伯の統治活動が本格的に始動する12世紀末から13世紀初期においては、伯は上級裁判権に相当する留保された裁判権を保持し、一連のコミューン文書発給を通じて伯による裁判権の保持を浸透させていた。また伯領という公的空間において裁判権の担い手という伯の特権が確立しており、教会もまた伯の裁判権の影響下にあったことがわかる。

13世紀中期以降、ポンティウ伯が上級裁判権を有している地点の分布の増加からは、ポンティウ伯による上級裁判権の確保の進展が確認される。そして他者の領地においても、伯の上級裁判権が優越している事例も確認される。また上級裁判権の分割贈与による活用も続いている。

その一方でポンティウ伯領には、伯の他にも上級裁判権を有する領主が存在

していた。13世紀中期から後期において、ポンティウ伯は伯領における完全な上級裁判権の独占には至っていなかったが、伯はこれらの領主の寄進行為の確認を通じて、上位権力として優越的立場に立っていた。

ポンティウ伯の行使した上級裁判権は、殺人、強姦、放火、窃盗、攻撃、宝物漂着物取得権を対象としていた。特に登場頻度の高いものは殺人、強姦を裁く権利、宝物漂着物取得権の３種であった。宝物漂着物取得権の重視からは、伯が上級裁判権を、伯領内における上位権力としての源であるとともに、統治活動における重要な収入源と捉えていたことがわかる。

こうしたポンティウ伯の上級裁判権の獲得の過程と行使の状況を追跡すると、伯は伯領において、一領主以上の領域的上位権力として君臨することを志向していたことが読み取れる。伯の公権力の担い手としての意識は、裁判権以外の諸権利の行使、コミューン政策、文書行政にも表れているが、上級裁判権に対する伯の姿勢にもまた表れているのである。また最後に、ポンティウ伯領において他の領主も上級裁判権を有していた状況からは、多様な諸権力の活動する場という中規模領邦の特性の一端も垣間見ることができることにも注目しておきたい。

ポンティウ伯領のこのような現象は、中世後期から近世においての政体が、服属する様々な地域や社会集団との交渉、妥協、調停、合意などを通じて緩やかな統治を行う政体の集合体であるという複合国家論、またその延長線上にある礫岩国家論、すなわち君主の支配領域に服属する各地域は、中世以来の伝統的な地域独自の法、権利、行政制度を根拠に、君主に対して地域独特の接合関係をもって礫岩のように集合していたという観点の下にも位置づけることが可能なのではないかということにも触れ、本稿を終えたい。

注

(1) Cf. LUCHAIRE, A., *Les premiers capétiens, 987-1137*, Paris, 1901 ; DHONDT, J., *Etudes sur la naissance des principauté territoriales en France aux IXe et Xe siècles*, Bruges, 1948 ; LOT, F. et FAWTIER, R., éds., *Histoire des institutions fraçaises au Moyen Age, t. I. Institutions seigneuriales*, Paris, 1957.

(2) 服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決 ── 儀礼・コミュニケーション・国制 ──」『史学雑誌』第113巻、第３号、2004年、60－82頁 ; 同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序 ── 紛争解決と国家・社会 ──」『史林』第88巻、第１号、2005年、56－89頁。フランス国制史の見方の変化に関しては、AUTRAND, F., BARTHERMY, D. et CONTAMINE, P., L'espace français: histoire politique du début du XIe siècle à la fin du XVe, dans DUBY, G. et BALARD, M. éds., *L'Histoire médiévale en France: bilan et perspectives*, Paris, 1991, pp. 101-125.

(3) GENET, J.-P., éd., *L'Etat moderne: Genèse. Bilans et perspectives*. *Actes du Colloque*, Paris, 1990; GENET, J.-P., La genèse de l'Etat moderne: les enjeux d'un programme de recherche, dans *Actes de la recherche en sciences sociales*, 118, 1997, pp.3-18.

(4) 藤井美男『ブルゴーニュ国家とブリュッセル : 財政をめぐる形成期近代国家と中世都市』ミネルヴァ書房、2007年 ; 佐藤猛『百年戦争期フランス国制史研究 : 王権・諸侯国・高等法院』北海道大学出版会、2012年 ; 上田耕三『ブルボン公とフランス国王』晃洋書房、2014年。

(5) NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France : Saint-Pol, 1000-1300*, Bruxelles, 2005.

(6) 大浜聖香子「12－13世紀における北フランス中規模領邦の諸権利 ── ポンティウ伯領を素材に ──」『七隈史学』第19号、2017年、111－125頁。本稿は、筆者のポンティウ伯領研究の一環である。筆者はこれまで伯の諸権利のほかにも、伯統治とその側近、伯文書の発給と文書局、伯の都市政策について研究成果を公表してきた。大浜聖香子「中世盛期北フランスにおける中規模領邦の展開（12世紀後期－13世紀初期） ── ポンテュー伯の側近たちをめぐって ──」『西洋史学論集』第46号、2008年、39－57頁 ; 同「12－13世紀における北フランス中規模領邦とコミューン ── ポンティウ伯領を素材に ──」『西洋史学』第255号、2015年、22－40頁 ; 同「12－13世紀におけるポンティウ伯の文書と文書局」『西洋史学論集』第53号、2016年、1－22頁。

(7) OLIVIER-MARTIN, F., *Histoire du droit français : des origines à la Révolution*, Paris, 1947（オリヴィエ・マルタン、塙浩訳『フランス法制史概説』創文社、1986年、212－214頁）

(8) KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice dans l'Ouest et le Nord de la France, dans *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis,* t. 21, 1953, pp. 420-458 ; BARTHÉLEMY, D., *La société dans le comté de Vendôme, de l'an mil au XIVe siècle*, Paris, 1993, pp. 869-881. 後にコシュは、13世紀における、よく定義された裁判権の存在を巡って、グネやフォシエから批判を受けた。コシュやバルテルミーが複雑ではあるが論理的に組織化された裁判権の存在を仮定したのに対して、グネやフォシエは、文書作成者の語彙の混乱を明らかにし、その原因をこの時代の制度面における不確実さと一貫性のなさに帰した。GUENÉE, B., *Tribunaux et gens de justice dans le bailliage de Senlis à la fin du Moyen Âge*, Strasbourg, 1963, pp. 77-81 ; FOSSIER, R., *La terre et les homme en Picardie jusqu'à la fin du XIIIe siècle*, Paris et Louvain, 1968, t.2, 692-698 ; NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre*

Flandre et France ..., Bruxelles, 2005, pp. 343-351.

(9) KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice ..., pp. 426-439.

(10) KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice ..., pp. 439-445 ; BARTHÉLEMY, D., *La société dans le comté de Vendôme, de l'an mil au XIVe siècle*, pp. 872.

(11) KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice ..., pp. 421-423, 437-438, 445 et 457-458 ; BARTHÉLEMY, D., *La société dans le comté de Vendôme*, p. 870, 873 et pp. 877-880.

(12) NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France ...,* pp. 344-345.

(13) BRUNEL, C. F., éd., *Recueil des actes des comtes de Pontieu (1026-1279)*, Paris, 1930. 以下RACP と略記する。

(14) RACP, no 32, «... ista omnia et singula do ipsis monachis et successoribus suis in puram ac perpetuam elemosinam liberam et quietam ab omni terreno servicio et exactione seculari, cum omni jure, juridictione, districtu dominico, dominio, et cum omni justicia alta et bassa, ac eciam plenaria, libere et honorifice possidenda nichil mihi et heredibus meis in omnibus et singulis premissorum totaliter retinendo ...».

(15) 隣接する中規模領邦であるサン＝ポル伯領においては、上級裁判権の語が史料に現れ始めるのは1202年からである。NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France* ..., pp. 343-344.

(16) KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice ..., p. 436, n. 52.

(17) RACP, no 109, «... si quis de furto reus apparuerit, captis omnibus rebus furis a vicecomite meo vel ministris meis, exceptis rebus furtivis quas probare poterit esse suas qui reclamaverit, res alie furis ad opus meum observabuntur ...».

(18) ギョーム２世が発給したコミューン文書のうち、テクストの確認が可能なものは以下の10通である。Crécy（RACP, no 131）, Noyelles（RACP, no 134）, Marquenterre（RACP, no 150）, Ponthoile（RACP, no 152）, Doullens（RACP, no 155）, Mayoc（RACP, no 203）, Rue（RACP, no 206）, Ergnies（RACP, no 212）, Port（RACP, no 257）, Vismes（FOSSIER, R., éd., Chartes de Coutume en Picardie, Toulouse, no 79）. コミューン文書の内容の統一は、ポンティウ伯の領邦統治政策の一環であった。伯のコミューン政策に関しては、第５章を参照。

(19) RACP, no 163, «... comes Pontivi extra villam Beati Judoci per totum comitatum predicte ecclesie debet habere assultum, murdum, scatum, ratum, violentiam scilicet mulieris vi oppresse, combustionem domus vi sive latenter ...».

(20) RACP, no 215, «... Johannes Li Cos, homo meus, omnes possessiones monialibus de Yspania contulerat in elemosinam et quas dicte moniales in presentiarum possident, eisdem monialibus in perpetuum pacifice possidendas in presentia mea benigne concessit, et per manum meam eas tradidit Albree, ejusdem loci tunc temporis priorisse. ... Hec autem omnia predicte moniales libera possidebunt, salva compositione que inter moniales easdem et burgenses Abbatisville

intercessit, et salvo jure comitatus mei, ...».

(21) RACP, no 247, «... Dedi etiam et concessi eis redditum sextaginta solidorum Pontivensis monete, ..scilicet in escambio quinquaginta jurnalium nemoris aput Pontoiles, ... salva tamen justitia et redditibus predicte ecclesie, retenta michi et heredibus meis superiori justitia, ...».

(22) RACP, no 361, «... capellani capelle nostre Sancte Crucis in Abbatisvilla, haberent redecimam in septies c jornalibus terre in territorio nostro de Bruille, ... nos ... excambium fecimus, ... quater viginti et decem jornalia terre in eodem territorio, ... volumus et fideliter comfirmamus, renuntiando juribus omnibus que in locis predictis habere solebamus, ita quod nos in dictis locis justitiam latronum et altam tantummodo retinemus justitiam. ...».

(23) RACP, no 364, «... Willelmus, quondam comes Pontivi, ... decano et capitulo Sancti Vulfranni in Abbatisvilla in puram et perpetuam elemosinam contulisset c jornalia nemoris in foresta tunc sua de Crisiaco ... Et ne ipsi canonici de dicta elemosina in aliquo in posterum possint defraudari, omnia supradicta, fide mea interposita, promisi me fideliter observare, et contra omnes juri et legi parere volentes garandire, retentis mihi et heredibus Pontivi alta justitia, ...».

(24) RACP, no 367, «... il fust contens entre nous, d'une part, et l'abé et le covent de Saint Richier, d'autre part, seur divers articles qui après seront mis, ... c'est asavoir que nous et li oir de Pontieu avons et devons avoir le warenne a Crotoi et a Maioc tou par tout, ... Les vescontés et le haute justice est toute nostre, ...».

(25) RACP, no 398, «... nos, ... decano et capitulo Sancti Vulfranni in Abbatisvilla in puram et perpetuam elemosinam contulimus, c jornalia nemoris sita in foresta de Cresciaco ... retentis nobis et heredibus Pontivi alta justicia, ...».

(26) RACP, no 402, «... nos, ... dedimus et concessimus dilecto et fideli consanguineo nostro domino Odini de Ranqueroles, militi, pro serviciis que nobis et terre nostre fideliter impendebat villam de Torto Monte et quicquid ibidem habebamus ... exclusis et retentis nobis alta justicia, ...».

(27) RACP, no 426, «... nos donationi et collationi quam fecit Aelina dicta Perche abbatisse et conventui de Vuillencourt de viginti quinque jornalibus terre site in territorio de Cavrel, de assensu et voluntate domini Alardi de Thum militis, domini sui, volente etiam et concedente domino Vuillermo de Villa Regia milite, domino dicti domini Alardi, sicut in eorumdem litteris vidimus contineri, ...».

(28) RACP, no 426, «... ad petitionem dicti domini Willermi de Villa Regia militis, hominis nostri, benignum prebemus assensum et consensum, et dictam elemosinam et donationem quam fecit dicta Aelina, et sicut eam concesserunt dicti Alardus et Vuillermus milites, concedimus et confirmamus, tanquam dominus supremus, in omnibus predictis omnimodam altam justiciam nobis et hominibus nostris et successoribus comtitatus Pontivi plenarie retinentes. ...».

(29) RACP, no 439, «... Ego Johannes, dominus de Mautort, notum facio ... quod dominus Willelmus, dominus de Villa Regia, ... vendidisse ... abbatisse et conventui de Hyspania totum feodum suum quod de me tenebant, ... Nos predicti Johannes comes et Johanna, Dei gratia regina, istam

venditionem et conventionem volumus et concedimus dictis abbatisse et conventui et successoribus suis tamquam dominus capitalis, salva alta justicia nostra. ...».

(30) RACP, no 346, «... nos assignavimus virum nobilem Johannem, comitem de Rossiaco, ad villam nostram de Eringnies cum pertinentiis, et ad molendinos nostros de Niele cum pertinentiis, pro ducentis libratis terre annuatim, que date fuerunt ei in maritagium cum Maria, uxore sua, dilecta filia nostra, ... Insuper ultra jamdictas ducentas libratas terre, dedimus et concessimus eidem comiti castellum nostrum de Erignies, cum banno et alta justitia, et cum omnibus excadentiis. ...».

(31) RACP, no 371, «... ego, ... dedi donatione inter vivos, ... ecclesie memorate, ... quidquid habebem, possidebam, hebere poteram vel debebem apud Montegny villam predictam, videlicet tres partes dicti marisci de Montegny, cum proventibus et exitibus, cum dominio, omnimoda justitia, alta et bassa, hospitibus, redditibus, aquis, piscationibus, vavassoribus et omnibus aliis pertinentiis dicte ville, juribus et libertatibus ...».

(32) RACP, no 405, «... nos dedimus et damus Ferrando primogenito et heredi nostro et heredibus suis Noellam supra Sommam et Pontolias cum omnibus pertinentiis et juribus earumdem et quidquid ibi habebamus et habemus aut habere possums ... Damus omnia nemora que habebamus aut habere possumus in Cantastro, que ascendunt seu estimari possunt ad quindecies centum journellos nemorum ... Damus omnes terras de Buris ipsisque pertinentia ac quidquid ibi habemus et habere possumus in censibus et redditibus et omnibus aliis quibuscumque, in justicia et dominio, alta, media et bassa, ... Damus omnem terram quam habemus apud villam de Huyermont omniaque pertinentia ac quidquid ibi habemus aut habere possumus in censibus et redditibus et in justicia et dominio, alta, media et bassa, ...».

(33) RACP, no 405, «... Damus omnem justitiam et dominium, altam, mediam et bassam, ... usque ad banleucam de Crotolio, et sicut banleuca de Pontoliis se extendit usque ad ruissellum de Noevilla, usque ad hayam de Boyanval et usque ad campos per extra Cantastrum versus forestam de Crecyaco et campos versus Auvillier et campos versus Valle, et usque ad banleucam de Portu et de banleuca Portus, sicut filum seu profondior cursus Somme vadit, usque infra mare. ...».

(34) RACP, no 423, «... Ego Henricus, miles et dominus de Herenis, ... quartam garbam, sexaginta jornalia terre et vicecomitatum, ecclesie Sancti Petri predicte et dictis religiosis vendidi hareditarie et deliberavi, et quicquid in premissis juris, dominii et dangerii vendicabam et habebam, aut vendicare et habere poteram, ego vel haredes mei, pro novies centum libris parisiensium in sicca peccunia a dicta ecclesia et a dictis ... religiosis ... excepta tamen alta justitia ...».

(35) RACP, no 435, «... Ego Jordanus de Biaunay, ... decem et novem solidos parisiensium, octo capones et dimidium terragii quinque jornalium terre et dimidii in terra prenominata, et etiam vicecomitatum et dominium que habebam in locis predictis, ... viris religiosis ... abbati et conventui Sancti Petri de Selincurte vendidi hereditarie et deliberavi, et quicquid in premissis jure dominii et dangerii vendicabam et habebam aut vendicare et habere poteram, ego vel heredes

mei, pro viginti quinque libris parisiensium ... excepta tamen alta justicia ...».

(36) サン＝ポル伯領においても、サン＝ポル伯以外の複数の領主が上級裁判権を有していた。NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France* ..., pp. 346-347.

(37) NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France ...,* pp. 345-346.

(38) RACP, no 109, «... res alie furis ad opus meum observabuntur ...».

(39) ギョーム２世の発給したコミューン文書群については、第１節、註10を参照。

(40) コシュによると、*scatus* (escat) という単語について、『ポンティウ伯文書集』の編者ブリュネルは「vol 窃盗」と訳しているがこれは誤りであり、実際は *scatus* という単語はゲルマン人の語である schat に由来し、ラテン語では *thesauri inventio*（発見された宝物や漂着物の取得権）を意味するとコシュは指摘している。また *thesauri inventio* は12世紀においては伯権 *comitatus* の一部をなしていたと述べている。KOCH, A. C. F., L'origine de la haute et de la moyenne justice ..., pp. 449-450, n. 97.

(41) RACP, no 163, «... comes Pontivi extra villam Beati Judoci per totum comitatum predicte ecclesie debet habere assultum, murdum, scatum, ratum, violentiam scilicet mulieris vi oppresse, combustionem domus vi sive latenter ...».

(42) RACP, no 215, «... et salvo jure comitatus mei, hoc est de scapto, de murdro et de rapto tantummodo. ...».

(43) RACP, no 361, «... ita quod nos in dictis locis justitiam latronum et altam tantummodo retinemus justitiam. ...».

(44) 隣接するサン＝ポル伯領でも同様に、窃盗が３種の大罪と並んで扱われている。NIEUS, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France ...,* pp. 345-346.

(45) RACP, no 436, «... nos viris religiosis abbati et conventui Forestensis Monasterii, ... quod ipsi habent in omni terra sua, ne perturbationem in posterum inter nos et ipsos evenire contingat, recognoscimus quod de dono predecessorum nostrorum dicti religiosi habent et habere debent omnem justiciam qualitercumque acciderit in dicta terra eorumdem ...».

(46) RACP, no 436, «... exceptis tribus, scilicet raptu femine, inventione peccunie in terra et facto furtim homicidio. ...».

(47) RACP, no 423, «... excepta tamen alta justitia que residet in scato, rato et muldro ...».

(48) RACP, no 435, «... excepta tamen alta justitia que residet in scato, rato et muldro ...».